

(公印・契印省略)

総基料第 193 号
令和 4 年 9 月 22 日株式会社 NTT ドコモ
代表取締役社長 井伊 基之 殿総務省総合通信基盤局長
竹村 晃一

電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨等に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について (要請)

電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。) は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。) の施行 (令和元年 10 月 1 日) から 3 年を迎えようとする今般、「電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関する WG」 (主査: 新美 育文 明治大学名誉教授) において、改正法により講じた措置の効果等について評価・検証が行われ、本日「競争ルールの検証に関する報告書 2022」 (以下「報告書 2022」という。) が取りまとめられたところである。

これを踏まえ、改正法の趣旨やモバイル市場の環境変化に沿ったモバイル市場の公正な競争環境の確保に向けて、速やかに取り組むことが求められる下記の事項を実施するよう要請する。

なお、報告書 2022 において提言がなされた他の事項について、別途、追加的な対応を要請することがあり得るので、申し添える。

記

1. 事業法第 27 条の 3 の規律の遵守に関する取組

貴社及び貴社の販売代理店等は、端末の値引き等の利益提供を行う際、回線契約とのセット購入を条件とする利益提供のほか、回線契約とのセット購入に対しても、非回線契約者の端末単体購入に対しても同条件で行う利益提供も行っている。

これらの利益提供を組み合わせる形で、端末の大幅な安値販売が広く行われている実態に鑑みれば、当該端末単体購入に対しても同条件で行うとしている利益提供について、非回線契約者への端末販売等が適正に行われていない場合には、実質的に回線契約とのセット購入を条件としていることとなり、報告書 2022 に記載する上限 2 万円規制 (以下「上限 2 万円規制」という。) の対象となる。そのため、上限を超える利益提供があるときは事業法第 27 条の 3 に違反することになるところ、2021 年度における調査においても、引き続き上限 2 万円規制の違反と判断される、

又は違反が疑われる事案が確認された。

このような不適切な行為が行われることは、事業法の目的である公正な競争の促進や利用者の利益の保護に著しい支障を来すおそれがあることから、上限2万円規制の遵守を徹底するため、端末単体購入に対しても回線契約とのセット購入と同条件で利益提供が行われることについて明確化する必要がある。

このため、貴社においては、次の取組を行うこと。

- ・ 貴社及び貴社の販売代理店等の店頭において、端末単体購入に対しても行う利益提供と回線契約とのセット購入を条件とする利益提供とを組み合わせる形で、端末の大幅な安値販売の対象となる端末に関し、少なくとも、次の措置を講ずること。
 - 単体購入用とセット購入用での在庫区分やその区分を理由とした販売拒否を行わないこと。
 - 店頭の広告物（ポスター等価格訴求を行うもの）において、消費者が十分に認知できる形で、次のような情報を表示すること。
 - 販売在庫は全て、端末のみの購入にも対応している旨
 - セット購入価格の表示と字の大きさ等に差異を設けずに併記される単体購入価格又はセット購入時の追加的な割引を併記している単体購入価格
- ・ 販売代理店等及びスタッフ一人一人に対する教育・研修・指導を徹底・強化すること。
- ・ 販売代理店等への指導事項について、販売代理店等に認知されない形での履行状況の確認（独自覆面調査）を行うこと。
- ・ 販売代理店等に対する手数料・奨励金等や評価指標が、上限2万円規制の違反を助長し得るような形となっていないかについて、「販売代理店の業務の一層の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和4年8月1日総基一第64号）も踏まえ、継続的な見直しを実施すること。
- ・ 事業法第27条の3の規律に反する行為が生じないように、不断の取組を行うこと。

2. 端末購入プログラムに関する取組

端末購入プログラムを提供するか否か、また、提供をする場合に、それを事業法第27条の3の規律の対象となる上限2万円規制の対象（内数）として提供するか否かは、いずれも貴社の判断である。

端末購入プログラムについて、貴社は自らの判断として、「回線契約とは切り離している（回線契約を条件としていない）」と説明し、回線契約とセットではない端末単体の値引きとして扱い、事業法第27条の3の規律の対象となる上限2万円規制の外側（内数として計上しない形）で提供している中で、報告書2022において指摘がなされているとおり、端末購入プログラムへの提供条件に関する理解度は必ずしも高いと言える状況ではない。

これを踏まえ、最低限として、次の取組を行うこと。

- ・ 利用者において正確な情報が理解されていない現状を早期に是正すべく、正確な説明、周知の徹底に向けて最大限の努力を行うこと。具体的には、少なくとも次のような努力は可能と考えられる。

- 販売代理店等において端末購入プログラムを提供する際に回線契約が条件でないこと等について、確実に説明するとともに、貴社のウェブサイト、総合カタログ、ポスター等においても、誰が見ても認識できるような分かりやすい形で明記すること。
 - 端末購入プログラム加入者に対して、定期的に、上記趣旨を説明したメール、SMS 等を送付すること。
 - 上記趣旨について、メディア、国民生活センター等に定期的に説明を行うなど、社会全体への理解度向上に向けた可能な限りの取組を行うこと。
- ・ 非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店等における不適切な対応について、引き続き根絶を図るための対応を取ること。

3. いわゆる「転売ヤー」に関する取組

報告書 2022 において指摘がなされているとおり、端末が安く購入できること自体は利用者にとって望ましいことである一方で、端末の大幅な安値販売が不用意な形で行われることにより、結果としていわゆる「転売ヤー」*の活動を助長し、真の利用者が端末を購入できない等の問題が生じていることは、事業法の目的である電気通信の健全な発達の観点のほか、社会的な観点からも望ましいものではない。

今後も貴社及び貴社の販売代理店等の判断において、端末の大幅な安値販売を実施するのであれば、事業法第 27 条の 3 の規律の趣旨に反する端末単体販売拒否等が行われないようにした上で、報告書 2022 に記載された具体例等を踏まえ、貴社において実効性のある「転売ヤー」対策を実施すること。

また、報告書 2022 において、乗換え利用者の獲得件数を不適切な形で増やしている例がある旨の指摘がなされているところ、こうした行為は他事業者の短期解約者を不必要に増やす等モバイル市場全体に弊害をもたらすものと考えられることから、こうした不適切な形での乗換えを生まないような対策についても併せて実施すること。

* 報告書 2022 の 122 ページに記載する「事業者やその販売代理店が端末の大幅な安値販売を行った際に、こうした安値で販売される端末を取得し、通信サービスの利用に用いることなく転売することによって利益を得ることを半ば業として行う者」を示す。

4. フォローアップのための報告

総務省に対し、1 から 3 までの事項について、これまでの取組状況及び今後の取組方針を本年 10 月 21 日までに報告するとともに、当該報告後、2 の事項（非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店等における不適切な対応について、引き続き根絶を図るための対応に係る部分を除く。）に係る令和 5 年 2 月末の実施状況について、同年 3 月末までに報告すること。なお、報告の内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することがあり得るので、申し添える。

なお、本要請の実施に伴い、「電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）」（令和 3 年 9 月 17 日総基料第 216 号）による要請事項 3（2）については、本日以降の報告を必要としないこととする。

以上

KDDI 株式会社
代表取締役社長 高橋 誠 殿

総務省総合通信基盤局長
竹村 晃一

電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨等に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行（令和元年 10 月 1 日）から 3 年を迎えようとする今般、「電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関する WG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において、改正法により講じた措置の効果等について評価・検証が行われ、本日「競争ルールの検証に関する報告書 2022」（以下「報告書 2022」という。）が取りまとめられたところである。

これを踏まえ、改正法の趣旨やモバイル市場の環境変化に沿ったモバイル市場の公正な競争環境の確保に向けて、速やかに取り組むことが求められる下記の事項を実施するよう要請する。

なお、報告書 2022 において提言がなされた他の事項について、別途、追加的な対応を要請することがあり得るので、申し添える。

記

1. 事業法第 27 条の 3 の規律の遵守に関する取組

貴社及び貴社の販売代理店等は、端末の値引き等の利益提供を行う際、回線契約とのセット購入を条件とする利益提供のほか、回線契約とのセット購入に対しても、非回線契約者の端末単体購入に対しても同条件で行う利益提供も行っている。

これらの利益提供を組み合わせる形で、端末の大幅な安値販売が広く行われている実態に鑑みれば、当該端末単体購入に対しても同条件で行うとしている利益提供について、非回線契約者への端末販売等が適正に行われていない場合には、実質的に回線契約とのセット購入を条件としていることとなり、報告書 2022 に記載する上限 2 万円規制（以下「上限 2 万円規制」という。）の対象となる。そのため、上限を超える利益提供があるときは事業法第 27 条の 3 に違反することになるところ、2021 年度における調査においても、引き続き上限 2 万円規制の違反と判断される、

又は違反が疑われる事案が確認された。

このような不適切な行為が行われることは、事業法の目的である公正な競争の促進や利用者の利益の保護に著しい支障を来すおそれがあることから、上限2万円規制の遵守を徹底するため、端末単体購入に対しても回線契約とのセット購入と同条件で利益提供が行われることについて明確化する必要がある。

このため、貴社においては、次の取組を行うこと。

- ・ 貴社及び貴社の販売代理店等の店頭において、端末単体購入に対しても行う利益提供と回線契約とのセット購入を条件とする利益提供とを組み合わせる形で、端末の大幅な安値販売の対象となる端末に関し、少なくとも、次の措置を講ずること。
 - 単体購入用とセット購入用での在庫区分やその区分を理由とした販売拒否を行わないこと。
 - 店頭の広告物（ポスター等価格訴求を行うもの）において、消費者が十分に認知できる形で、次のような情報を表示すること。
 - 販売在庫は全て、端末のみの購入にも対応している旨
 - セット購入価格の表示と字の大きさ等に差異を設けずに併記される単体購入価格又はセット購入時の追加的な割引を併記している単体購入価格
- ・ 販売代理店等及びスタッフ一人一人に対する教育・研修・指導を徹底・強化すること。
- ・ 販売代理店等への指導事項について、販売代理店等に認知されない形での履行状況の確認（独自覆面調査）を行うこと。
- ・ 販売代理店等に対する手数料・奨励金等や評価指標が、上限2万円規制の違反を助長し得るような形となっていないかについて、「販売代理店の業務の一層の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和4年8月1日総基一第64号）も踏まえ、継続的な見直しを実施すること。
- ・ 事業法第27条の3の規律に反する行為が生じないように、不断の取組を行うこと。

2. 端末購入プログラムに関する取組

端末購入プログラムを提供するか否か、また、提供をする場合に、それを事業法第27条の3の規律の対象となる上限2万円規制の対象（内数）として提供するか否かは、いずれも貴社の判断である。

端末購入プログラムについて、貴社は自らの判断として、「回線契約とは切り離している（回線契約を条件としていない）」と説明し、回線契約とセットではない端末単体の値引きとして扱い、事業法第27条の3の規律の対象となる上限2万円規制の外側（内数として計上しない形）で提供している中で、報告書2022において指摘がなされているとおり、端末購入プログラムへの提供条件に関する理解度は必ずしも高いと言える状況ではない。

これを踏まえ、最低限として、次の取組を行うこと。

- ・ 利用者において正確な情報が理解されていない現状を早期に是正すべく、正確な説明、周知の徹底に向けて最大限の努力を行うこと。具体的には、少なくとも次のような努力は可能と考えられる。

- 販売代理店等において端末購入プログラムを提供する際に回線契約が条件でないこと等について、確実に説明するとともに、貴社のウェブサイト、総合カタログ、ポスター等においても、誰が見ても認識できるような分かりやすい形で明記すること。
 - 端末購入プログラム加入者に対して、定期的に、上記趣旨を説明したメール、SMS 等を送付すること。
 - 上記趣旨について、メディア、国民生活センター等に定期的に説明を行うなど、社会全体への理解度向上に向けた可能な限りの取組を行うこと。
- ・ 非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店等における不適切な対応について、引き続き根絶を図るための対応を取ること。

3. いわゆる「転売ヤー」に関する取組

報告書 2022 において指摘がなされているとおり、端末が安く購入できること自体は利用者にとって望ましいことである一方で、端末の大幅な安値販売が不用意な形で行われることにより、結果としていわゆる「転売ヤー」*の活動を助長し、真の利用者が端末を購入できない等の問題が生じていることは、事業法の目的である電気通信の健全な発達の観点のほか、社会的な観点からも望ましいものではない。

今後も貴社及び貴社の販売代理店等の判断において、端末の大幅な安値販売を実施するのであれば、事業法第 27 条の 3 の規律の趣旨に反する端末単体販売拒否等が行われないようにした上で、報告書 2022 に記載された具体例等を踏まえ、貴社において実効性のある「転売ヤー」対策を実施すること。

また、報告書 2022 において、乗換え利用者の獲得件数を不適切な形で増やしている例がある旨の指摘がなされているところ、こうした行為は他事業者の短期解約者を不必要に増やす等モバイル市場全体に弊害をもたらすものと考えられることから、こうした不適切な形での乗換えを生まないような対策についても併せて実施すること。

* 報告書 2022 の 122 ページに記載する「事業者やその販売代理店が端末の大幅な安値販売を行った際に、こうした安値で販売される端末を取得し、通信サービスの利用に用いることなく転売することによって利益を得ることを半ば業として行う者」を示す。

4. フォローアップのための報告

総務省に対し、1 から 3 までの事項について、これまでの取組状況及び今後の取組方針を本年 10 月 21 日までに報告するとともに、当該報告後、2 の事項（非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店等における不適切な対応について、引き続き根絶を図るための対応に係る部分を除く。）に係る令和 5 年 2 月末の実施状況について、同年 3 月末までに報告すること。なお、報告の内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することがあり得るので、申し添える。

なお、本要請の実施に伴い、「電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）」（令和 3 年 9 月 17 日総基料第 216 号）による要請事項 3（2）については、本日以降の報告を必要としないこととする。

以上

(公印・契印省略)

総基料第 193 号
令和 4 年 9 月 22 日

沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長 菅 隆志 殿

総務省総合通信基盤局長
竹村 晃一

電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨等に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行（令和元年 10 月 1 日）から 3 年を迎えようとする今般、「電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関する WG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において、改正法により講じた措置の効果等について評価・検証が行われ、本日「競争ルールの検証に関する報告書 2022」（以下「報告書 2022」という。）が取りまとめられたところである。

これを踏まえ、改正法の趣旨やモバイル市場の環境変化に沿ったモバイル市場の公正な競争環境の確保に向けて、速やかに取り組むことが求められる下記の事項を実施するよう要請する。

なお、報告書 2022 において提言がなされた他の事項について、別途、追加的な対応を要請することがあり得るので、申し添える。

記

1. 事業法第 27 条の 3 の規律の遵守に関する取組

貴社及び貴社の販売代理店等は、端末の値引き等の利益提供を行う際、回線契約とのセット購入を条件とする利益提供のほか、回線契約とのセット購入に対しても、非回線契約者の端末単体購入に対しても同条件で行う利益提供も行っている。

これらの利益提供を組み合わせる形で、端末の大幅な安値販売が広く行われている実態に鑑みれば、当該端末単体購入に対しても同条件で行うとしている利益提供について、非回線契約者への端末販売等が適正に行われていない場合には、実質的に回線契約とのセット購入を条件としていることとなり、報告書 2022 に記載する上限 2 万円規制（以下「上限 2 万円規制」という。）の対象となる。そのため、上限を超える利益提供があるときは事業法第 27 条の 3 に違反することになる。

このような不適切な行為が行われることは、事業法の目的である公正な競争の促進や利用者の利益の保護に著しい支障を来すおそれがあることから、上限2万円規制の遵守を徹底するため、端末単体購入に対しても回線契約とのセット購入と同条件で利益提供が行われることについて明確化する必要がある。

このため、貴社においては、次の取組を行うこと。

- ・ 貴社及び貴社の販売代理店等の店頭において、端末単体購入に対しても行う利益提供と回線契約とのセット購入を条件とする利益提供とを組み合わせる形で、端末の大幅な安値販売の対象となる端末に関し、少なくとも、次の措置を講ずること。
 - 単体購入用とセット購入用での在庫区分やその区分を理由とした販売拒否を行わないこと。
 - 店頭の広告物（ポスター等価格訴求を行うもの）において、消費者が十分に認知できる形で、次のような情報を表示すること。
 - 販売在庫は全て、端末のみの購入にも対応している旨
 - セット購入価格の表示と字の大きさ等に差異を設けずに併記される単体購入価格又はセット購入時の追加的な割引を併記している単体購入価格
- ・ 販売代理店等及びスタッフ一人一人に対する教育・研修・指導を徹底・強化すること。
- ・ 販売代理店等への指導事項について、販売代理店等に認知されない形での履行状況の確認（独自覆面調査）を行うこと。
- ・ 販売代理店等に対する手数料・奨励金等や評価指標が、上限2万円規制の違反を助長し得るような形となっていないかについて、「販売代理店の業務の一層の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和4年8月1日総基一第64号）も踏まえ、継続的な見直しを実施すること。
- ・ 事業法第27条の3の規律に反する行為が生じないように、不断の取組を行うこと。

2. 端末購入プログラムに関する取組

端末購入プログラムを提供するか否か、また、提供をする場合に、それを事業法第27条の3の規律の対象となる上限2万円規制の対象（内数）として提供するか否かは、いずれも貴社の判断である。

端末購入プログラムについて、貴社は自らの判断として、「回線契約とは切り離している（回線契約を条件としていない）」と説明し、回線契約とセットではない端末単体の値引きとして扱い、事業法第27条の3の規律の対象となる上限2万円規制の外側（内数として計上しない形）で提供している中で、報告書2022において指摘がなされているとおり、端末購入プログラムへの提供条件に関する理解度は必ずしも高いと言える状況ではない。

これを踏まえ、最低限として、次の取組を行うこと。

- ・ 利用者において正確な情報が理解されていない現状を早期に是正すべく、正確な説明、周知の徹底に向けて最大限の努力を行うこと。具体的には、少なくとも次のような努力は可能と考えられる。

- 販売代理店等において端末購入プログラムを提供する際に回線契約が条件でないこと等について、確実に説明するとともに、貴社のウェブサイト、総合カタログ、ポスター等においても、誰が見ても認識できるような分かりやすい形で明記すること。
 - 端末購入プログラム加入者に対して、定期的に、上記趣旨を説明したメール、SMS 等を送付すること。
 - 上記趣旨について、メディア、国民生活センター等に定期的に説明を行うなど、社会全体への理解度向上に向けた可能な限りの取組を行うこと。
- ・ 非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店等における不適切な対応について、引き続き根絶を図るための対応を取ること。

3. いわゆる「転売ヤー」に関する取組

報告書 2022 において指摘がなされているとおり、端末が安く購入できること自体は利用者にとって望ましいことである一方で、端末の大幅な安値販売が不用意な形で行われることにより、結果としていわゆる「転売ヤー」*の活動を助長し、真の利用者が端末を購入できない等の問題が生じていることは、事業法の目的である電気通信の健全な発達の観点のほか、社会的な観点からも望ましいものではない。

今後も貴社及び貴社の販売代理店等の判断において、端末の大幅な安値販売を実施するのであれば、事業法第 27 条の 3 の規律の趣旨に反する端末単体販売拒否等が行われないようにした上で、報告書 2022 に記載された具体例等を踏まえ、貴社において実効性のある「転売ヤー」対策を実施すること。

また、報告書 2022 において、乗換え利用者の獲得件数を不適切な形で増やしている例がある旨の指摘がなされているところ、こうした行為は他事業者の短期解約者を不必要に増やす等モバイル市場全体に弊害をもたらすものと考えられることから、こうした不適切な形での乗換えを生まないような対策についても併せて実施すること。

* 報告書 2022 の 122 ページに記載する「事業者やその販売代理店が端末の大幅な安値販売を行った際に、こうした安値で販売される端末を取得し、通信サービスの利用に用いることなく転売することによって利益を得ることを半ば業として行う者」を示す。

4. フォローアップのための報告

総務省に対し、1 から 3 までの事項について、これまでの取組状況及び今後の取組方針を本年 10 月 21 日までに報告するとともに、当該報告後、2 の事項（非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店等における不適切な対応について、引き続き根絶を図るための対応に係る部分を除く。）に係る令和 5 年 2 月末の実施状況について、同年 3 月末までに報告すること。なお、報告の内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することがあり得るので、申し添える。

なお、本要請の実施に伴い、「電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）」（令和 3 年 9 月 17 日総基料第 216 号）による要請事項 3（2）については、本日以降の報告を必要としないこととする。

以上

(公印・契印省略)

総基料第 193 号
令和 4 年 9 月 22 日

ソフトバンク株式会社

代表取締役社長執行役員兼 CEO 宮川 潤一 殿

総務省総合通信基盤局長
竹村 晃一

電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨等に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行（令和元年 10 月 1 日）から 3 年を迎えようとする今般、「電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関する WG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において、改正法により講じた措置の効果等について評価・検証が行われ、本日「競争ルールの検証に関する報告書 2022」（以下「報告書 2022」という。）が取りまとめられたところである。

これを踏まえ、改正法の趣旨やモバイル市場の環境変化に沿ったモバイル市場の公正な競争環境の確保に向けて、速やかに取り組むことが求められる下記の事項を実施するよう要請する。

なお、報告書 2022 において提言がなされた他の事項について、別途、追加的な対応を要請することがあり得るので、申し添える。

記

1. 事業法第 27 条の 3 の規律の遵守に関する取組

貴社及び貴社の販売代理店等は、端末の値引き等の利益提供を行う際、回線契約とのセット購入を条件とする利益提供のほか、回線契約とのセット購入に対しても、非回線契約者の端末単体購入に対しても同条件で行う利益提供も行っている。

これらの利益提供を組み合わせる形で、端末の大幅な安値販売が広く行われている実態に鑑みれば、当該端末単体購入に対しても同条件で行うとしている利益提供について、非回線契約者への端末販売等が適正に行われていない場合には、実質的に回線契約とのセット購入を条件としていることとなり、報告書 2022 に記載する上限 2 万円規制（以下「上限 2 万円規制」という。）の対象となる。そのため、上限を超える利益提供があるときは事業法第 27 条の 3 に違反することになるところ、2021 年度における調査においても、引き続き上限 2 万円規制の違反と判断される、

又は違反が疑われる事案が確認された。

このような不適切な行為が行われることは、事業法の目的である公正な競争の促進や利用者の利益の保護に著しい支障を来すおそれがあることから、上限2万円規制の遵守を徹底するため、端末単体購入に対しても回線契約とのセット購入と同条件で利益提供が行われることについて明確化する必要がある。

このため、貴社においては、次の取組を行うこと。

- ・ 貴社及び貴社の販売代理店等の店頭において、端末単体購入に対しても行う利益提供と回線契約とのセット購入を条件とする利益提供とを組み合わせる形で、端末の大幅な安値販売の対象となる端末に関し、少なくとも、次の措置を講ずること。
 - 単体購入用とセット購入用での在庫区分やその区分を理由とした販売拒否を行わないこと。
 - 店頭の広告物（ポスター等価格訴求を行うもの）において、消費者が十分に認知できる形で、次のような情報を表示すること。
 - 販売在庫は全て、端末のみの購入にも対応している旨
 - セット購入価格の表示と字の大きさ等に差異を設けずに併記される単体購入価格又はセット購入時の追加的な割引を併記している単体購入価格
- ・ 販売代理店等及びスタッフ一人一人に対する教育・研修・指導を徹底・強化すること。
- ・ 販売代理店等への指導事項について、販売代理店等に認知されない形での履行状況の確認（独自覆面調査）を行うこと。
- ・ 販売代理店等に対する手数料・奨励金等や評価指標が、上限2万円規制の違反を助長し得るような形となっていないかについて、「販売代理店の業務の一層の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和4年8月1日総基一第64号）も踏まえ、継続的な見直しを実施すること。
- ・ 事業法第27条の3の規律に反する行為が生じないように、不断の取組を行うこと。

2. 端末購入プログラムに関する取組

端末購入プログラムを提供するか否か、また、提供をする場合に、それを事業法第27条の3の規律の対象となる上限2万円規制の対象（内数）として提供するか否かは、いずれも貴社の判断である。

端末購入プログラムについて、貴社は自らの判断として、「回線契約とは切り離している（回線契約を条件としていない）」と説明し、回線契約とセットではない端末単体の値引きとして扱い、事業法第27条の3の規律の対象となる上限2万円規制の外側（内数として計上しない形）で提供している中で、報告書2022において指摘がなされているとおり、端末購入プログラムへの提供条件に関する理解度は必ずしも高いと言える状況ではない。

これを踏まえ、最低限として、次の取組を行うこと。

- ・ 利用者において正確な情報が理解されていない現状を早期に是正すべく、正確な説明、周知の徹底に向けて最大限の努力を行うこと。具体的には、少なくとも次のような努力は可能と考えられる。

- 販売代理店等において端末購入プログラムを提供する際に回線契約が条件でないこと等について、確実に説明するとともに、貴社のウェブサイト、総合カタログ、ポスター等においても、誰が見ても認識できるような分かりやすい形で明記すること。
 - 端末購入プログラム加入者に対して、定期的に、上記趣旨を説明したメール、SMS 等を送付すること。
 - 上記趣旨について、メディア、国民生活センター等に定期的に説明を行うなど、社会全体への理解度向上に向けた可能な限りの取組を行うこと。
- ・ 非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店等における不適切な対応について、引き続き根絶を図るための対応を取ること。

3. いわゆる「転売ヤー」に関する取組

報告書 2022 において指摘がなされているとおり、端末が安く購入できること自体は利用者にとって望ましいことである一方で、端末の大幅な安値販売が不用意な形で行われることにより、結果としていわゆる「転売ヤー」*の活動を助長し、真の利用者が端末を購入できない等の問題が生じていることは、事業法の目的である電気通信の健全な発達の観点のほか、社会的な観点からも望ましいものではない。

今後も貴社及び貴社の販売代理店等の判断において、端末の大幅な安値販売を実施するのであれば、事業法第 27 条の 3 の規律の趣旨に反する端末単体販売拒否等が行われないようにした上で、報告書 2022 に記載された具体例等を踏まえ、貴社において実効性のある「転売ヤー」対策を実施すること。

また、報告書 2022 において、乗換え利用者の獲得件数を不適切な形で増やしている例がある旨の指摘がなされているところ、こうした行為は他事業者の短期解約者を不必要に増やす等モバイル市場全体に弊害をもたらすものと考えられることから、こうした不適切な形での乗換えを生まないような対策についても併せて実施すること。

* 報告書 2022 の 122 ページに記載する「事業者やその販売代理店が端末の大幅な安値販売を行った際に、こうした安値で販売される端末を取得し、通信サービスの利用に用いることなく転売することによって利益を得ることを半ば業として行う者」を示す。

4. フォローアップのための報告

総務省に対し、1 から 3 までの事項について、これまでの取組状況及び今後の取組方針を本年 10 月 21 日までに報告するとともに、当該報告後、2 の事項（非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店等における不適切な対応について、引き続き根絶を図るための対応に係る部分を除く。）に係る令和 5 年 2 月末の実施状況について、同年 3 月末までに報告すること。なお、報告の内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することがあり得るので、申し添える。

なお、本要請の実施に伴い、「電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）」（令和 3 年 9 月 17 日総基料第 216 号）による要請事項 3（2）については、本日以降の報告を必要としないこととする。

以上

(公印・契印省略)

総基料第 193 号
令和 4 年 9 月 22 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 殿

総務省総合通信基盤局長
竹村 晃一

電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨等に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行（令和元年 10 月 1 日）から 3 年を迎えようとする今般、「電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関する WG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において、改正法により講じた措置の効果等について評価・検証が行われ、本日「競争ルールの検証に関する報告書 2022」（以下「報告書 2022」という。）が取りまとめられたところである。

これを踏まえ、改正法の趣旨やモバイル市場の環境変化に沿ったモバイル市場の公正な競争環境の確保に向けて、速やかに取り組むことが求められる下記の事項を実施するよう要請する。

なお、報告書 2022 において提言がなされた他の事項について、別途、追加的な対応を要請することがあり得るので、申し添える。

記

1. 事業法第 27 条の 3 の規律の遵守に関する取組

貴社及び貴社の販売代理店等は、端末の値引き等の利益提供を行う際、回線契約とのセット購入を条件とする利益提供のほか、回線契約とのセット購入に対しても、非回線契約者の端末単体購入に対しても同条件で行う利益提供も行っている。

これらの利益提供を組み合わせる形で、端末の大幅な安値販売が広く行われている実態に鑑みれば、当該端末単体購入に対しても同条件で行うとしている利益提供について、非回線契約者への端末販売等が適正に行われていない場合には、実質的に回線契約とのセット購入を条件としていることとなり、報告書 2022 に記載する上限 2 万円規制（以下「上限 2 万円規制」という。）の対象となる。そのため、上限を超える利益提供があるときは事業法第 27 条の 3 に違反することになるところ、2021 年度における調査において、上限 2 万円規制の違反と判断される事案が確認さ

れた。

このような不適切な行為が行われることは、事業法の目的である公正な競争の促進や利用者の利益の保護に著しい支障を来すおそれがあることから、上限2万円規制の遵守を徹底するため、端末単体購入に対しても回線契約とのセット購入と同条件で利益提供が行われることについて明確化する必要がある。

このため、貴社においては、次の取組を行うこと。

- ・ 貴社及び貴社の販売代理店等の店頭において、端末単体購入に対しても行う利益提供と回線契約とのセット購入を条件とする利益提供とを組み合わせる形で、端末の大幅な安値販売の対象となる端末に関し、少なくとも、次の措置を講ずること。
 - 単体購入用とセット購入用での在庫区分やその区分を理由とした販売拒否を行わないこと。
 - 店頭の広告物（ポスター等価格訴求を行うもの）において、消費者が十分に認知できる形で、次のような情報を表示すること。
 - 販売在庫は全て、端末のみの購入にも対応している旨
 - セット購入価格の表示と字の大きさ等に差異を設けずに併記される単体購入価格又はセット購入時の追加的な割引を併記している単体購入価格
- ・ 販売代理店等及びスタッフ一人一人に対する教育・研修・指導を徹底・強化すること。
- ・ 販売代理店等への指導事項について、販売代理店等に認知されない形での履行状況の確認（独自覆面調査）を行うこと。
- ・ 販売代理店等に対する手数料・奨励金等や評価指標が、上限2万円規制の違反を助長し得るような形となっていないかについて、「販売代理店の業務の一層の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和4年8月1日総基一第64号）も踏まえ、継続的な見直しを実施すること。
- ・ 事業法第27条の3の規律に反する行為が生じないように、不断の取組を行うこと。

2. 端末購入プログラムに関する取組

端末購入プログラムを提供するか否か、また、提供をする場合に、それを事業法第27条の3の規律の対象となる上限2万円規制の対象（内数）として提供するか否かは、いずれも貴社の判断である。

端末購入プログラムについて、貴社は自らの判断として、「回線契約とは切り離している（回線契約を条件としていない）」と説明し、回線契約とセットではない端末単体の値引きとして扱い、事業法第27条の3の規律の対象となる上限2万円規制の外側（内数として計上しない形）で提供している中で、報告書2022において指摘がなされているとおり、端末購入プログラムへの提供条件に関する理解度は必ずしも高いと言える状況ではない。

これを踏まえ、最低限として、次の取組を行うこと。

- ・ 利用者において正確な情報が理解されていない現状を早期に是正すべく、正確な説明、周知の徹底に向けて最大限の努力を行うこと。具体的には、少なくとも次のような努力は可能と考えられる。

- 販売代理店等において端末購入プログラムを提供する際に回線契約が条件でないこと等について、確実に説明するとともに、貴社のウェブサイト、総合カタログ、ポスター等においても、誰が見ても認識できるような分かりやすい形で明記すること。
 - 端末購入プログラム加入者に対して、定期的に、上記趣旨を説明したメール、SMS 等を送付すること。
 - 上記趣旨について、メディア、国民生活センター等に定期的に説明を行うなど、社会全体への理解度向上に向けた可能な限りの取組を行うこと。
- ・ 非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店等における不適切な対応について、引き続き根絶を図るための対応を取ること。

3. いわゆる「転売ヤー」に関する取組

報告書 2022 において指摘がなされているとおり、端末が安く購入できること自体は利用者にとって望ましいことである一方で、端末の大幅な安値販売が不用意な形で行われることにより、結果としていわゆる「転売ヤー」*の活動を助長し、真の利用者が端末を購入できない等の問題が生じていることは、事業法の目的である電気通信の健全な発達の観点のほか、社会的な観点からも望ましいものではない。

今後も貴社及び貴社の販売代理店等の判断において、端末の大幅な安値販売を実施するのであれば、事業法第 27 条の 3 の規律の趣旨に反する端末単体販売拒否等が行われないようにした上で、報告書 2022 に記載された具体例等を踏まえ、貴社において実効性のある「転売ヤー」対策を実施すること。

また、報告書 2022 において、乗換え利用者の獲得件数を不適切な形で増やしている例がある旨の指摘がなされているところ、こうした行為は他事業者の短期解約者を不必要に増やす等モバイル市場全体に弊害をもたらすものと考えられることから、こうした不適切な形での乗換えを生まないような対策についても併せて実施すること。

* 報告書 2022 の 122 ページに記載する「事業者やその販売代理店が端末の大幅な安値販売を行った際に、こうした安値で販売される端末を取得し、通信サービスの利用に用いることなく転売することによって利益を得ることを半ば業として行う者」を示す。

4. フォローアップのための報告

総務省に対し、1 から 3 までの事項について、これまでの取組状況及び今後の取組方針を本年 10 月 21 日までに報告するとともに、当該報告後、2 の事項（非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店等における不適切な対応について、引き続き根絶を図るための対応に係る部分を除く。）に係る令和 5 年 2 月末の実施状況について、同年 3 月末までに報告すること。なお、報告の内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することがあり得るので、申し添える。

以上